

8 東彼杵町規則第 4 号

職員の給与に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 8 年 2 月 2 6 日

東彼杵町長 岡田 伊一郎

職員の給与に関する規則の一部を改正する規則

職員の給与に関する規則（昭和39年規則第5号）の一部を次のように改正する。

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正後	改正前
<p>(扶養手当の支給)</p> <p>第7条 (略)</p> <p>2～5 (略)</p> <p>6 町長又は任命権者は次に掲げる者を扶養親族とすることはできない。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) その者の勤労所得、資産所得、事業所得の合併額が年額130万円程度以上、<u>満18歳に達する日後の最初の4月1日から満22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者</u>は、<u>年額150万円以上</u>である者</p> <p>(3) (略)</p> <p>7・8 (略)</p>	<p>(扶養手当の支給)</p> <p>第7条 (略)</p> <p>2～5 (略)</p> <p>6 町長又は任命権者は次に掲げる者を扶養親族とすることはできない。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) その者の勤労所得、資産所得、事業所得の合併額が年額130万円程度以上、<u>_____</u> <u>_____</u> <u>_____</u>である者</p> <p>(3) (略)</p> <p>7・8 (略)</p>

附 則

この規則は、令和8年4月1日から施行する。